

高額医療・高額介護合算制度について

医療保険に関する問い合わせ／吉備庁舎住民課
介護保険に関する問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

● 制度の内容

この制度は、医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療制度、職場の健康保険など）と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減する制度です。

医療保険と介護保険のそれぞれの月額を適用した後に、年間（8月～翌年7月）の自己負担額を合算して、年額の自己負担限度額（下表）を超えた場合は、申請によりその超えた分が支給されます。ただし、食費・居住費や差額ベッド代については自己負担額合算の対象とはなりません。

● 支給の対象および申請

・ 支給の対象

医療保険と介護保険の両制度ともに自己負担額がある世帯です。なお、医療保険ごとに一つの世帯とみなします。

※注）住民票は同じ世帯でも、加入する医療保険が異なると別世帯として計算します。

・ 申請窓口

7月末日現在に加入する各医療保険の窓口になります。

添付書類として「自己負担額証明書」などが必要な場合がありますので、申請時に各医療保険窓口にご確認ください。

● 年齢や世帯の所得に応じて限度額が決まります

自己負担限度額

（年額／平成26年8月～平成27年7月）

所得区分	国民健康保険または職場の健康保険など【70歳未満の人】
旧ただし書所得 901万円超	176万円
旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	135万円
旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	67万円
旧ただし書所得 201万円以下	63万円
住民税非課税世帯	34万円

※旧ただし書所得＝総所得金額などから基礎控除額を差し引いた額

自己負担限度額

（毎年8月～翌年7月）

所得区分	後期高齢者医療制度	国民健康保険または職場の健康保険など【70歳～75歳の人】
現役並み所得者（上位所得者）	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者（住民税非課税世帯）	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円

● 勧奨通知

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方で、計算期間内（平成26年8月1日～平成27年7月31日）に保険者の変更などがなかった方については、支給対象者の方に申請書などを送付しています。申請されていない方は、各庁舎の医療保険窓口へ申請してください。

なお、計算期間内に死亡された方や市町村を越えて転居された方・他の医療保険から国民健康保険に加入された方などには、勧奨通知が送付されていない場合がありますので、支給条件に該当すると思われる方は、医療保険の窓口へ申請してください。

具体的な手続きやご不明な点は、担当窓口
（医療保険…吉備庁舎住民課、介護保険…金屋庁舎長寿支援課）にご相談ください。